

研究ノート

河川台帳平面図について

平野 俊幸

研究ノート

河川台帳平面図について

平野 俊幸*

はじめに

1. 福井県の河川行政と所管組織
2. 河川台帳平面図の他府県の例
3. 河川台帳平面図の考察
 - (1) 九頭竜川河川台帳平面図
 - (2) 日野川河川台帳平面図
 - (3) 足羽川河川台帳平面図
 - (4) 浅水川河川台帳平面図
 - (5) 鞍谷川河川台帳平面図
 - (6) 竹田川河川台帳平面図
 - (7) 赤根川河川台帳平面図

おわりにかえて

はじめに

福井県文書館では、平成20年度中に県内の主要河川について描かれた図面15点を受け入れた(表1)。このうち九頭竜川関係が5点、日野川関係が6点、足羽川関係が2点、赤根川関係が2点である¹⁾。その体裁は、手書き着色された図面を卷子仕立てしたもので、各巻の縮尺は1250分の1または1200分の1、幅約150cmまたは幅100cm弱、長さ3mほどから7mに及ぶ大部のものであるが、これでも河川の下流から上流にかけて数巻に分割されており、すべてを繋げたとしたら非常に長大なものとなる。なお、表題としては、「○○川台帳平面図」と記されているため、本稿では、これらを総称して「河川台帳平面図」と呼ぶこととする。

当館では、開館以前に同じような河川台帳平面図を受け入れている。それらは、日野川、浅水川、鞍谷川および竹田川に関するものの一部で、同じように手書き着色された図面を卷子仕立てにしたもので、縮尺は1250分の1、幅は約150cmで長さ3mから6m程度のものであった(表2)²⁾。

そのうちの1点は、軸装された表紙部分に作成当初のものと思われる記載があり、そこには「浅水川台帳 平面図其ノ二 今立郡新横江村新地係上流 今^(立郡中カ)□□□河村下河端地係下流 浅水川其ノ式」(原文縦書)と記されている。最下部の「浅水川其ノ式」の部分は小さく記載された見出しに相

*福井県文書館主任

当するもので、和書における小口の見出し同様の機能を果たしていたと考えられ、これらの卷子仕立ての河川台帳平面図が立てかけられて保存されていたのではなく、最下部が手前になるように横にした形で並べられ保管されていたことが想定できる。

ところで、河川台帳平面図は河川法（明治29年4月7日付け法律第71号）第14条に基づき調製される河川台帳帳簿に付随する実測図である。その詳細は、「河川台帳ニ関スル件」（明治29年10月14日付け勅令第331号）および「河川台帳ニ関スル細則」（明治29年12月8日付け内務省令第13号、以下「細則」という。）により規定されているが、今回紹介する河川台帳平面図は細則第2条で規定する1200分の1だけではなく1250分の1もあり、また細則第3条で規定する輪郭が縦1尺2寸、横1尺8寸の切図ではない長尺のものである³⁾。

断片的なこれらの河川台帳平面図は、今回受け入れたものと開館前に受け入れたものとを併せると、本来同じものであったことが想定される。本稿では、これらの概要および作成の経緯について簡単に紹介することとしたい⁴⁾。

1. 福井県の河川行政と所管組織

福井県では、三大河川と称される九頭竜川、日野川、足羽川をはじめ大小の河川がある。特に嶺北では、それら大小の河川のほとんどが最終的には九頭竜川に合流し日本海に注いでいる。

古代の男大迹王^{おほと}による治水伝説をはじめ、九頭竜川をはじめとする河川の治水が為政者にとって重要な課題であったことは言うまでもない。江戸時代には福井藩をはじめ諸藩により治水工事が実施されたが、局所的なものにとどまり、幕末の混乱により河川が荒廃していたのは否めない⁵⁾。

明治に入ると、九頭竜川河口部の土砂堆積に悩む三国湊の間屋商人代表の出願により、三国湊の港湾機能維持を目的とする九頭竜川河口部分の改修のためオランダ人御雇外国人のG.A.エッセル（エッシャー）やヨハネス・デ・レーケなどの工師が内務省から派遣され、明治十年代半ばには九頭竜川河口に波止堤（現国指定重要文化財三国突堤）が、川中には導流堤が設けられた⁶⁾。

しかし、一方、上流域については抜本的な対策には至らず、明治14年（1881）、同18年、同21年、同28年、同29年、同32年と立て続けの水害を被るなど、治水対策が求められた。中でも、明治28年の被害総額は10,385,681円で、明治28年度の福井県予算額329,000余円の実に30倍を超えていた。明治28年、同29年、同32年の合計土木復旧工費は、合計183万余円（うち国庫補助102万余円）にのぼる巨額となったが、抜本的な解決につながる費用ではなかった⁷⁾。

このように災害が多発し、県政の重要課題であった本県の河川行政を担当した組織については、本県では戦前の公文書がほとんど今日に伝えられず、ほぼ皆無の現状ということもあって詳らかではなく、わずかに旧『福井県史』、『大正昭和福井県史』等の記述により垣間見えるのみである。

本県が成立した明治14年以降の県庁組織でみると、明治14年2月の福井県設置時には庶務・勸業・学務・衛生・地理・出納・警察の6課および警察本署の1署の構成であったが、翌15年3月までの間に土木課が設置されたとみられる⁸⁾。明治19年7月の地方官官制改正により第一部、第二部、収税部および警察本部の4部とし、第二部に土木課など6課7掛が置かれた。その後、明治23年の地方官官制改正において第一部、第二部を廃して内務部とし、内務部には農商土木をつかさどる第二課をはじめ

表 1 河川台帳平面図（その 1）

番号	表 題	端裏書	調製着手	調製終了	作成	縮尺	形態	法量	備 考
1	九頭竜川台帳平面図 其一	①九頭竜川 其ノ一	明治44年4月5日	明治45年3月31日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長594cm	三国・池見・ 泥原新保 ~ 西野中
2	九頭竜川台帳平面図 其一	②九頭竜川 其ノ一	大正2年4月1日	大正3年3月31日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長583cm	折戸・安沢 西野中 ~ 布施田
3	九頭竜川台帳平面図 其二	③九頭竜川 其ノ二	明治45年4月2日	大正2年3月31日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長453cm	稲多・羽崎・ 灯明寺 ~ 新田三ヶ
4	九頭竜川台帳平面図 其二	④九頭竜川 其ノ二 福井県土木部河港課	明治45年4月2日	大正2年2月31日*	福井県	1:1200	軸装	幅150×長468cm	六日市・八重巻・ 黒丸 ~ 灯明寺
5	九頭竜川支川 日野川台帳平面図	⑧日野川 其ノ一	大正3年5月1日	大正6年9月2日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長542cm	郡・東下野・ 四十谷 ~ 金谷
6	九頭竜川支川 日野川台帳平面図 其二	⑨日野川 其ノ二	大正12年6月1日	大正13年7月31日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長547cm	東下野・種池・ 金谷 ~ 朝宮
7	九頭竜川台帳平面図 其二	⑩日野川 其ノ二	明治45年4月2日	大正2年3月31日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長453cm	石塚・黒丸・ 布施田 ~ 南橋原
8	九頭竜川支川 日野川台帳平面図 其三	⑪日野川 其ノ三	大正12年6月1日	大正13年7月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長415cm	清水山・朝宮・ 三尾野 ~ 南江守
9	九頭竜川支川 日野川台帳平面図 其六	⑭日野川 其ノ六	昭和3年4月1日	昭和4年3月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長465cm	矢船・上鯖江・ 大門 ~ 家久
10	九頭竜川支川 日野川台帳平面図 其七	⑮日野川 其ノ七	昭和4年4月1日	昭和4年10月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長370cm	下平吹・矢船・ 下平吹 ~ 大門河原
11	九頭竜川支川 足羽川台帳平面図 其二	⑰足羽川 其ノ二	大正3年5月1日	大正6年9月2日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長570cm	水越・和田中・ 加茂河原 ~ 下馬
12	九頭竜川支川 足羽川台帳平面図 其三	⑱足羽川 其ノ三	大正3年5月1日	大正6年9月2日	福井県	1:1200	軸装	幅150×長645cm	和田中・前波・ 下馬 ~ 安波賀中島
13	九頭竜川支川 日野川台帳平面図	日野川聖橋 - 右岸向新保・左岸松森	昭和31年1月1日	昭和31年3月31日	福井県	1:1250	軸装	幅91×長678cm	向新保・鯖波・ 四郎丸 ~ 関ヶ鼻
14	赤根川台帳平面図 其一	赤根川 其の一	昭和29年9月	昭和29年11月	福井県	1:1200	軸装	幅101×長494cm	上中野・下荒井・ 上中野 ~ 横枕
15	赤根川台帳平面図 其二	赤根川 其の二	昭和29年9月	昭和29年11月	福井県	1:1200	軸装	幅100×長622cm	上黒谷・犬山・ 上舌 ~ 上中野

注 *2月31日と記してあるが実際は3月31日の誤記であろう。

表 2 河川台帳平面図（その 2）

番号	表 題	端裏書	調製着手	調製終了	作成	縮尺	形態	法量	備 考
16	九頭竜川支川 日野川台帳平面図 其四	⑫日野川其ノ四 下流	大正13年8月1日	大正14年7月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長420cm	三尾野・杉本・ 清水山 ~ 上石田
17	九頭竜川支川 日野川台帳平面図 其五	⑬日野川其ノ五 上流	大正14年8月1日	大正15年3月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長587cm	杉本・瓜生・ 上石田 ~ 家久
18	九頭竜川支川 日野川台帳平面図 其五	—	大正14年8月1日	大正15年3月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長590cm	杉本・瓜生・ 上石田 ~ 家久 (内容はNo2と同一)
19	鞍谷川台帳平面図	—	昭和2年4月1日	昭和3年3月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長337cm	徳尾・松成・ 下河端 ~ 中野
20	九頭竜川小支川 浅水川台帳平面図 其一	—	大正15年4月1日	昭和2年3月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長601cm	三尾野・下河端・ 西番 ~ 徳尾
21	九頭竜川小支川 浅水川台帳平面図 其二	浅水川台帳 平面図其 ノ二 今立郡新横江村 新地係上流 今□□□ 河村下河端地係下流 浅水川其ノ式	大正15年4月1日	昭和2年3月31日	福井県	1:1250	軸装	幅150×長360cm	(端裏からみて当初の表装か) 下河端・新・ 上河端 ~ 新
22	従坂井郡正善村・至吉田郡 高屋村 新堤線路測量図	至坂井郡正善村・ 自吉田郡六日市村 新堤調査図	(不明)	(不明)	(不明)	—	軸装	幅91×長784cm	(取入口等の図面)
23	竹田川台帳平面図 其之四	(竹田川台帳其ノ四 坂ノ下~清間)	昭和33年4月	昭和33年5月	福井県	1:1250	軸装	幅91×長404cm	清間・六日・ 矢地 ~ 坂下

め4課が置かれた。明治38年4月の地方官官制改正により内務部第一課、第二課、第五課を政務課、土木課、会計課と改めた。日露戦争後の明治40年7月には、地方官官制の改正によりそれまでの第一部から第四部という4部の構成のうち第一部から第三部までを5課で構成された内務部とし、第四部を警察部とする2部の組織となった。内務部の5課のうち第二課は土木・地理に関する事務を分掌した。大正2年(1913)には、内務部内の組織が全面的に変更され、第一課から第五課の5課構成から、同じ5課構成ながら地方課、土木課、教育課、勸業課および会計課に変更された⁹⁾。

この間の河川行政が担われたのは土木課であった¹⁰⁾。この頃の土木課の事務分掌について、大正4年の庁中処務細則の簿冊¹¹⁾によれば、同年4月7日付け施行の福井県庁中処務細則には、第2条で内務部に土木課を設置することとされ、同第13条で内務部各課の分掌事項のうち、土木課は30項目が規定されていた。煩を厭わず当時の土木課の分掌事項をみてみよう。

- 1 県費支弁ノ河川砂防港湾道路橋梁等土木工事ノ計画設計及施行ニ関スル事
- 2 公共団体若ハ私人経営ノ土木工事ニ関スル事
- 3 県庁舎及官舎ノ建築修繕并官国幣社ノ工事ニ関スル事
- 4 県費支弁ノ建物ニ属スル工事ノ計画設計及施行ニ関スル事
- 5 土木工費補助ニ関スル事
- 6 水防水配ニ関スル事
- 7 鉄道軌道及水道水車ニ関スル事
- 8 測量及製図ニ関スル事
- 9 量水及検潮ニ関スル事
- 10 河川法施行ノ河川管理ニ関スル事
- 11 砂防指定地ノ監視及砂防ノ設備管理ニ関スル事
- 12 県費支弁ノ河川港湾道路橋梁管理ニ関スル事
- 13 河川港湾道路橋梁等ノ工事ニ係ル物品ノ保管及工事ヨリ生スル不用物品処分ニ関スル事
- 14 工事請負ニ関スル事
- 15 土木県吏員及河川砂防管理員ノ勤務ニ関スル事
- 16 工手補土木助手道路定役夫量水調査人及工夫等ノ進退賞罰並服務ニ関スル事
- 17 土木費ニ関スル事
- 18 土木県吏員費ニ関スル事
- 19 県庁舎ノ建築修繕費ニ関スル事
- 20 官有土地及水面ノ管理処分並上地寄附ニ関スル事
- 21 土地収用ニ関スル事
- 22 地種目組替及登記ニ関スル事
- 23 水面埋立及成功地払下又ハ譲与ニ関スル事
- 24 国界標里程表ニ関スル事
- 25 灯台及浮標ニ関スル事
- 26 官民有地査定ニ関スル事

- 27 官有地ノ土石及生産物処分ニ関スル事
- 28 官有地台帳及報告ニ関スル事
- 29 陸地測量標ニ関スル事
- 30 他ノ主掌ニ属セサル県有土地ノ管理及処分ニ関スル事

このうち第10号の「河川法施行ノ河川管理ニ関スル事」および第13号「県費支弁ノ河川港湾道路橋梁管理ニ関スル事」が、本稿で取り上げる河川台帳平面図に係る業務である。

ところで、明治29年4月に公布制定された河川法は、「治水」に重点をおいたもので、その特色として河川を「河川法適用区間」（内務省による直轄管理）と「河川法準用区間」（各都道府県が管理）に分けて管理を行うものであった。この河川法制定に伴い、本県における河川法適用河川区間は、内務省により次の範囲で告示された（表3）。

内務省では、改修の実施を求めて福井県から提出された設計および予算を再調査した上、一部修正を加え、総額3,811,210円の工事予算をもって明治33年度から同42年度までの10か年の継続事業として帝国議会に提出した。明治33年3月には、内務大臣により河川法第8条の規定に基づき国直轄での九頭竜川改良工事施工の旨が告示された。第四区土木監督署（後に内務省名古屋土木出張所）が施工の任にあたり、日露戦争の影響もあったが、明治44年には改修工事全体が竣工した¹²⁾。

表3 河川法適用河川区間(2条)

河川名	告示年月日	区 域		
九頭竜川	明治31年3月14日 内務省告示第22号	左岸	吉田郡松岡町	以下海に至る。
		右岸	坂井郡鳴鹿村	
	明治33年2月	左岸	吉田郡志比村	以下海に至る。
		右岸	坂井郡鳴鹿村	
支川 日野川	明治31年10月31日 内務省告示第88号	左岸	足羽郡東安居村下市	下流九頭竜川落合に至る。
		右岸	足羽郡東安居村角折	
	明治33年2月	左岸	南条郡南杣山村鯖波	
		右岸	南条郡南杣山村鯖波	
	明治34年4月	左岸	南条郡湯尾村湯尾字井上	下流九頭竜川落合に至る。
		右岸	南条郡南杣山村鯖波	
支川 足羽川	明治31年10月31日 内務省告示第88号	左岸	足羽郡木田村木田地方	下流日野川落合に至る。
		右岸	福井市豊島中町	
	明治33年2月	左岸	足羽郡東郷村脇三ヶ	
		右岸	足羽郡酒生村篠尾	
支川 七瀬川	明治40年2月16日			

注 九頭竜川編集委員会編『九頭竜川－直轄事業のあゆみ－』（平成3年、近畿地方建設局福井工事事務所、P209）による。

2. 河川台帳平面図の他府県の例

本県では、先述のように、戦前の公文書の現存が他府県と比較して極端に少ないため、河川台帳平面図の作成の経緯等を知ることが困難な状況にある。そこで、他府県の例から河川台帳平面図の作成の経緯についてみてみよう¹³⁾。

京都府立総合資料館には、明治以来の多数の公文書を所有しており、平成14年にはそのうち江戸から昭和期までの15,407点が京都府行政文書として国の重要文化財に指定されているが、その中には河川関係の図面も含まれている¹⁴⁾。

たとえば、京都土木工営所で保管されていた戦前の河川関係図面には次のようなものがある。

河川図面(戦前期33点)

淀川平面図(宇治川を含む)は、明治32年頃作成された河川台帳図面(略式)とみられるもの4点、淀川改良工事(明29~43)後の大正2年頃作成された河川台帳図面(正式)とみられるもの3点、および淀川改修増補工事(大7~昭7)前後の大正7~9年頃作成のもの3点、全10点。

淀川廃川廃堤図面は、改良工事の結果廃川廃堤敷となった大正5(1916)年頃のもの5点、改修増補工事の結果廃川廃堤敷となった昭和10(1935)年頃のもの5点、全10点。

木津川平面図は、明治36(1903)年頃の台帳図面(略式)全11点の一部とみられるもの3点、「河川台帳正本」の表示がある明治42(1909)年頃のもの3点、全6点。

木津川改修工事平面図(1点)は、改修工事(明44~大6)に際し、明治44(1911)年頃に作成されたとみられるもの。

桂川平面図(1点)は、桂川の河川台帳図面の一つとして明治39(1906)年頃作成されたとみられるもの。桂川の上流の大堰川平面図(2点)には、作図年月日「大正元年九月三日」作図者「京都府土木課」と表示されている。

小畑川平面図(1点)は明治35~大正2年頃に河川台帳図面として、また由良川平面図(1点)は明治31~41年頃に、野田川平面図(1点)は大正7~10年頃に河川管理関係図面として、それぞれ作成されたと考えられる。

戦前の河川図のほとんどは作成年の記載がなく、図面内容や他の資料から作成の時期を推定するほかないが、形態的にはいずれも大型(長さ150~1050cm)、手書き着色の図面である。

このほか、福知山土木工営所で保管されていた由良川関係図面も4点現存している。

これらの河川関係図面の作成の経緯等については、次のとおりであった。

京都府では、明治29年6月淀川が河川法施行河川として告示され、続いて同年9月、桂川、木津川等6河川も施行河川として認定され、これらの「河川台帳」が作成された。河川法施行河川の管理は京都府内務部第二課河川管理の担当業務であったことから、京都土木工営所に保管されていた前記の河川関係図面のうち戦前のは、河川法施行にともなう河川台帳ないし河川管理関連の河川図として内務部第二課(のち土木課)で作成され、同課河川管理担当で管理されていたものと考えられる。しかしこれらの河川図は、その後の京都府における河川行政の事務分掌の変遷の中で、京都土木工営所に引継がれ保管されるようになったものと考えられるが、その時期は不明である。

由良川実測図は、由良川及び土師川が河川法準用河川に認定された、明治45(1912)年4月頃河川台帳図面として作成されたものと推定される。河川法施行・準用河川の管理は、京都府内務部土木課河川管理の担当業務であったことから、この由良川実測図も本庁土木課で作成され、その後福知山土木工営所に引継がれ保管されることになったものと考えられる。由良川実測図は、由良川、土師川合流点附近から栗田湾の河口までの一連の平面図で、恐らく全五点からなる図面であったと考えられるが、現存するものには、有路~大川間の河川区域の分を欠いている。縮尺2000分の1で形態的には大型(長さ240-427cm)、手書き着色の図面である。なお、作成年の表示はないが、前記事項及び図中に土師橋(明治42年架橋)が記載されていることからそれ以後の、おそらく明治45年頃のものとして推定される。

本県においても、明治32年2月からは河川法第15条の規定に基づき、内務部第二課に河川管理吏員を設け、①河川台帳に関する事、②河川敷地及流水の占用又は使用に関する事、③河川の監視に関する

る事、の事務に従事した¹⁵⁾。このことから、本県で河川法適用河川が指定されたことに伴い、河川台帳が作成され、河川管理のための図面が作成されたことが推測される。

なお、京都府の例では、河川台帳の作成とともに河川台帳平面図の略図がまず作成され、河川改修後に改めて正式な河川台帳平面図が作成されていたことにも注意しておきたい。

3. 河川台帳平面図の考察

では、河川台帳平面図を河川ごとにみてみよう。

(1) 九頭竜川河川台帳平面図

「九頭竜川台帳平面図」と表題が記された河川台帳平面図は、今回受け入れた5点を所蔵している(表1 No.1～4、7。以下「No.」と記すものは表1および表2の番号を示す。)¹⁶⁾。

さて、先述したように、九頭竜川は明治以降大規模な水害にたびたび見舞われた。これに対して、内務省は明治25年に治水事業の基本調査として全国の主要河川測量に着手し、本県内においても同27年まで九頭竜川、日野川、足羽川の各河川の調査を実施している¹⁷⁾。

明治29年の河川法公布を機に、本県出身の衆議院議員杉田定一らによる国への強い要望が実り、明治31年3月14日付け内務省令第22号により九頭竜川改修工事の実施が決定した。明治33年度から同42年に至る10か年の継続事業としてまず実地測量に着手し、築堤工事は明治36年3月に着工し、途中、日露戦争の影響で工事がやや遅れたが、同44年度によりやく完成したものである¹⁸⁾。

この間の改修工事の手続きをみると、改修事業準備のために対象土地への立入り測量や検査を実施し¹⁹⁾、明治33年から34年にかけて堤防護岸や水制堰堤などの河川付属物を認定し²⁰⁾、次いで、河川台帳が調製され関係町村役場で公衆の縦覧に供され²¹⁾、さらに河川敷地堤防敷地の認定が行われている²²⁾。河川台帳平面図はこの内容が反映された図面である。

さて、明治43年11月通常福井県会において議決された明治44年度予算の中で、九頭竜川改修第一期工事を竣工した機会に河川台帳更正継続費の新設が議決され、竣工後の河川台帳の整理に着手することとなった²³⁾。

九頭竜川関係河川台帳平面図の調製時期を表1で見ると、最下流部(河口付近)であるNo.1が明治44年4月5日に、No.3、4、7が翌45年4月2日に、No.2がさらに翌年の大正2年4月1日に着手されている²⁴⁾。このことから、5点の九頭竜川関係河川台帳平面図は、明治44年の九頭竜川改修第一期工事の終了に伴い、改修後の河川現況を記す河川台帳の作成に合わせて作成されたものと考えられる²⁵⁾。

なお、本県における測量の体制であるが、大正14年11月通常福井県会において河川台帳更正費継続年季及支出方法ノ件における理事者側川越技師の説明によれば、技師1名、助手2名、工夫3名の測量班により実施されていた²⁶⁾。

(2) 日野川河川台帳平面図

九頭竜川以外の河川台帳平面図として、表題に「九頭竜川支川日野川台帳平面図」と記されたものが9点(No.5、6、8～10、13、16～18)確認されている²⁷⁾。

九頭竜川の支川である日野川および足羽川は、九頭竜川河川改修の一環として明治31年10月31日付け内務省告示第88号により河川法の適用範囲に含まれた。しかし、明治33年に着手された九頭竜川河川改修第一期工事では、九頭竜川と足羽川の改修が中心であり、日野川については足羽川との合流点から九頭竜川との合流点までの改修にとどまっていた²⁸⁾。

九頭竜川河川改修第二期工事は、第一期工費の残額30万円と追加費70万円の合計100万円の予算で支川の日野川上流部、さらに日野川の支川である浅水川および鞍谷川の改修工事を併せて明治43年度から7か年間の継続事業として実施するものであった²⁹⁾。明治43年4月には、九頭竜川改修第二期工事の一部として日野川をはじめとする支川に対して明治43年度から改良工事を施工する旨の告示がなされ(表4)、同年に日野川の改修が着手され、途中竣工期限を延ばしながら、総工費5,545,000余円を要して大正13年度には改修が完了した³⁰⁾。

日野川河川台帳平面図の調製時期をみると、7点のうち大正3年に着手され大正6年に調製が結了したNo.5は、後述する足羽川河川台帳平面図と同じ時期の作成であるが、残りは大正12年以降の調製開始で、結了は昭和4年10月31日である。したがって、前者は九頭竜川改修第一期工事関係、後者は同第二期工事関係として作成されたものであろう³¹⁾。

(3) 足羽川河川台帳平面図

足羽川については、九頭竜川改修第一期工事において福井市内を中心に実施され、明治39年に福井市内で足羽川北岸の石垣工事が竣工し、南岸堤防に桜・楓千本を植えた³²⁾。

「九頭竜川支川足羽川台帳平面図」と記されたのは2点だが (No.11~12)、さらに日野川との合流点附近の1点が作成されていたと考えられる。2点の足羽川河川台帳平面図の調製時期は大正3年から同6年までの間であり、日野川河川台帳平面図のうちの1点とともに、九頭竜川河川台帳平面図の作成終了に引き続き作成されたものであろう。

(4) 浅水川河川台帳平面図

浅水川は、明治42年10月に臨時県議会で九頭竜川第二期改修付帯工事として日野川と共に工事費予算が議決された。内務省においても、同43年2月に浅水川改修を決定し、浅水川上流の徳尾付近から神明村、立待村(ともに現鯖江市)を経て日野川に至る新川を開削する計画を樹立し改修に着手した。しかし、徳尾より下流で全面的なつけかえが行われたが、つけかえ部分の土地収用の困難さや第一次世界大戦の影響により遅れ、大正13年に完成している³³⁾。

「九頭竜川小支川浅水川台帳平面図」と記された浅水川河川台帳平面図は2点あるが (No.20~21)、その調製時期は、改修完成の翌々年である大正15年4月に着手し、翌昭和2年3月31日に結了

表 4 第二期九頭竜川改修工事対象区域

河川名	告示年月日	区 域	
日野川	明治43年 4 月	左岸	丹生郡豊村 以下 足羽川落合
		右岸	今立郡舟津村 足羽郡東安居村
足羽川	〃	左岸	足羽郡社村
		右岸	足羽郡東安居村
浅水川	〃	左岸	今立郡中河村 以下 日野川落合
		右岸	今立郡北中山村
鞍谷川	〃	左岸	今立郡中河村 以下 浅水川落合
		右岸	今立郡北中山村
天王川	大正 5 年		

注 『福井県土木史』(昭和58年、P110) による。

している。なお、浅水川河川台帳は、当初のものは明治43年に作成されていたと思われるが³⁴⁾、大正14年12月に日野川、鞍谷川、天王川とともに河川台帳の更正が実施されることになった³⁵⁾。

(5) 鞍谷川河川台帳平面図

鞍谷川は、九頭竜川改修工事の第二期工事として、明治43年度に日野川上流部や支川の浅水川とともに改修工事が起工した。鞍谷川は、今立郡の北部を貫流しており、多くの支流を集めながら下河端地係で浅水川に合流している。浅水川と同様、大正13年に完成している。

「鞍谷川台帳平面図」と記された鞍谷川河川台帳平面図は1点で (No.19)、浅水川河川台帳平面図の調製後の昭和2年4月1日に着手し、翌3年3月31日に終了している³⁶⁾。

(6) 竹田川河川台帳平面図

竹田川の改修は、九頭竜川改修第一期工事完成当時から沿岸住民の悲願であったが、昭和23年の福井地震による地盤沈下に伴い抜本的な改修が必要となったため実施されたものである。

ただし、竹田川関係の河川台帳平面図は「竹田川台帳平面図」と記された1点のみが確認されており (No.23)、昭和33年4月に調製を開始し翌5月に終了している³⁷⁾。

(7) 赤根川河川台帳平面図

赤根川の改修は、昭和5年(1930)に着手し、同28年度まで総工費17,089千円をかけて実施された。工事区間は、大野郡乾側村(現大野市)矢村地係より上流、小山村(現大野市)下黒谷地係までの延長4,140mであり、築堤工事を実施した³⁸⁾。

「赤根川台帳平面図」と記された赤根川関係の河川台帳平面図2点 (No.14~15) は、調製の着手は昭和29年9月、終了は同年11月であった。

おわりにかえて

今回紹介した河川台帳平面図には、いずれも河川改修後の姿が記されているが、実は、河川改修前の状況を比較することが可能な河川関係の図面がある。福井県立図書館保管松平文庫所蔵の「九頭竜川之図」「日野川之図」「足羽川之図」である。これらはもともと「越前国三大川略絵図」と称されていたもので、もともと慶応年間に作成された福井藩旧蔵の河川図を明治18年頃に一部加筆修正しながら筆写されたと考えられるものである(以下、「福井県史収載河川図」とする。)³⁹⁾。

福井県史収載河川図のほかに、同種の河川図が何点かある⁴⁰⁾。そのうち、辻川家蔵の「日野川之図」は、大正15年の郡制廃止に伴い、同図が県に移管する必要のない廃棄品となった時点で、当時の南条郡書記であった豊島氏により、代々北府村(現越前市)の庄屋を勤め、明治16年の史料では町用水組合の北府村総代でもあった辻川家に贈られたものであった⁴¹⁾。つまり、辻川家の所蔵になるまでこの「日野川之図」は南条郡役所に所蔵されていたということであり、題簽に「永久保存」という朱印が捺されていたことも、それをうかがわせる。

これまで述べたように、河川台帳平面図が作成されたことにより、河川法施行当初に作成されたと

推測される河川略図が不要となった可能性がある。これはあくまでも推測であるが、河川改修に伴って新たに河川台帳平面図が作成されるまで、河川略図として使用された暫定的な河川図が存在していたことが想定される。それが福井藩旧蔵の「越前三大川略絵図」を加筆修正した写しである「九頭竜川之図」「日野川之図」「足羽川之図」ではなかったかと考えられる⁴²⁾。

最後に、明治30年11月に作成された九頭竜川改修計画の基本方針を以下に示そう⁴³⁾。そしてこの結果が、近世以来の霞堤が多用されていた九頭竜川河川改修以前の状況（福井県史収載河川図）から、度重なる氾濫による水害を克服するために、技術を駆使して施工された状況（河川台帳平面図）に結実したのであった。

- (1) 夫本川の如き、殆ど無堤の状況にある河川に於て、堤防を築設し以て洪水を防御するものにありては、従来の水理関係を一変するものなるを以て、その利害得失に関し最も慎重なる調査、極めて周到なる考慮を加え、遂に全部築堤の得策なるを認め、之を施行することとする。
- (2) 而して無堤の河川に堤防を築設するに当り、高水位の昇騰は勢い免る能はざる処なれども、本川に於ては沼川市街支川水位の関係上之を許さざるを以て、従来の最高水位を程度とし水面勾配を規定し、以て上記の最大高水流を流通することとせり。
- (3) 而して其水路の如きは、著しき変更を要せざるを認めたるを以て、現在の水路を拡張し改修を加ふるの方針を採れり。
- (4) 而して沿岸の土地高燥なるを以て、掘削に依れる河積拡張は力めて之を避け、河幅に依りて河積を得ることを主としたり、然れども河口は、地勢上河幅拡張を許さざるを以て、専ら浚渫に依り洪水の疎通を図り、傍ら三国港に出入りする船舶の便益を増進することとせり。
- (5) 足羽川は足羽郡角折水越地内に於いて長13町（また、これより上流の）同郡明里地内に於いて長4町、幅員各80間の放水路を新設することとせり。是れ迂回する現水路を拡張するよりも、費額少なくして其効大なるを以てなり。
- (6) 又現水路は之を遮断するを以て得策なるが如しと雖も、新水路の勾配急峻にして低水流速6尺以上に達し、特殊の設備を為すにあらざれば通船に障碍を来すべきを以て、新水路は単に洪水分流の目的に供し、全流量2万5千立方尺の内、現水路に由りて1万5千立方尺を通過せしむることとせり。

注

- 1) このほか海岸保全区域台帳平面図4点を受け入れている。
- 2) このうちの1点は、当館2005年企画展示「あらぶる・うるおす川」において紹介している（当館HP出版物を参照）。
- 3) 切図の例としては、たとえば、みくに龍翔館所蔵の旧新保村役場文書に、「河川台帳副本」と朱印が捺され、「第四号」と記された河川平面図がある。三国港河口右岸の波止堤の付け根付近が記されており、大きさは縦1尺2寸横1尺8寸、縮尺1200分の1、手書き着色されたもので、細則に記載された様式で作成されている。また、丹南土木事務所では日野川に関する図面「日野川平面図」3点を有しているが、切図20枚程度を貼り合わせて折本仕立てにしたもので、後に改修された部分は紙を貼って修正している。
- 4) このほか、当館では九頭竜川とその支川日野川・足羽川の改修に関する工事設計図を有しており、当館吉田健氏により紹介されている（資料紹介「日野川・足羽川改修図（野理五家文書）」『福井県文書館研究紀要』第1号）。
- 5) たとえば、粟田部村地係の鞍谷川は、四ヶ浦、大谷浦等の波除普請や徳光用水、江守九ヶ村用水、河合春近用水、木田用水の普請等とともに、福井藩の四郡割普請所に指定され荒廃が生じないように修繕が行われていたが、その後四郡普請が一時中断し、その間出水が重なり川底が高くなり田地为砂入り往来道の通行にも支障が生じるようになったため願書が出され、弘化5年(1848)2月には以前のとおり四郡割普請の対象に復帰した（福井県立図書館寄託松平文庫「命令之部」六）。
- 6) 波止堤の竣工を受けて、明治13年12月14日に内務卿代理岩倉具定をはじめ多くの来賓を迎えて開港式が挙行された（みくに龍翔館所蔵加納家文書、『明治三大築港展』（みくに龍翔館、平成16年））。
- 7) 『福井県史』通史編5 近現代一（平成6年、P625）
- 8) 福井県布達乙第170号。ただし、条文は未確認。なお、明治14年6月発刊の「福井県職員録」には記載のなかった土木課が、翌15年4月発刊の「福井県職員録」には地理課と出納課の間に新たに掲載されている（いずれも国立国会図書館HP、近代デジタルライブラリー所収）。
- 9) 旧『福井県史』第三冊第三編県治時代（大正11年、P36）
- 10) ただし、土木課は明治40年代から昭和一桁代までは内務部のもとにあったが、昭和10年からは経済部に移管された（注9）、P37）。
- 11) 福井県文書館所蔵
- 12) 『九頭竜川－直轄工事のあゆみ－』（近畿地方建設局福井工事事務所、平成3年、P209）
- 13) 田玉徳明氏によれば、全国における河川測量地図の所蔵機関として、埼玉県立文書館、新潟県立文書館、利根川資料館、淀川資料館、木曾川文庫、京都府立総合資料館、長野県立歴史館があげられている（「明治・大正期長野県による測量地図作成－その概要と成立過程－」『長野県立歴史館研究紀要』10号、2004年）。なお、河川図関係文献としては、他に河田重三「文書館所蔵河川台帳付図について」（『博物館等調査研究事業概報』第2集、埼玉県教育委員会、1994年）、同「文書館所蔵の『埼玉県管内荒川平面図』について」（『文書館紀要』第8号、埼玉県立文書館、平成7年）等がある。
- 14) 以下、京都府立総合資料館に関する記述は、京都府立総合資料館HP行政文書解題による。
- 15) 明治32年1月19日付け明治32年福井県令第2号「河川管理吏員設置規程」
- 16) 端裏部分には、No.1で「④九頭竜川 其ノ一」というように、丸数字が先頭に記されているが、No.7の端裏部分には「⑩日野川 其ノ二」と記載されている。No.7は九頭竜川と日野川の合流点付近の平面図であるが、丸番号の記載の意味は不明である。なお、丸数字が通し番号であると仮定して河川台帳平面図を並べると、九頭竜川、日野川、足羽川の順番となり、現存が確認できない⑩は「足羽川其ノ一」であった可能性が高い。また、同じく現存が確認できない⑤～⑦については、九頭竜川関係の一部か日野川関係の一部が含まれていた可能性がある。
- 17) 注7）P632
- 18) 注7）P635
- 19) 明治33年6月24日付け福井県告示第125号
- 20) 明治33年6月1日付け福井県告示第116号、同年6月28日付け福井県告示第126号、同34年1月22日付け福井県告示第15号、同年12月14日付け福井県告示第219号。なお、『福井県議会史』第二巻、P232に掲載のデータを一部修正した。
- 21) 明治33年3月6日付け福井県告示第52号、同年4月1日付け福井県告示第75号、同年5月6日付け福井県告示第95号、同34年1月17日付け福井県告示第12号、同35年5月30日付け福井県告示第118号。
- 22) 明治35年3月2日付け福井県告示第40号、同年3月11日付け福井県告示第46号、同日付け福井県告示第47号、同

日付け福井県告示第48号。

- 23) 『福井県議会史』第二巻(昭和49年、P596)。なお、同書P600によれば、明治44年度から同48年度までの河川台帳更正費として35,151円を計上し議決された。
- 24) ただし、下流から順番に上流に作成されたわけではなく、5点のうち河口部から2番目のNo.2が最も遅く着手され、調製の結了も最も遅かったが、その理由は不明である。なお、大正元年10月1日付け福井県告示第22号により、九頭竜川左岸鶉村・右岸大石村から下流の河川台帳が更正され、関係する坂井郡三国町、雄島村、新保村、浜四郷村、鶉村、大安寺村、木部村、大石村および春江村に対して公衆への縦覧が行われている。一方、大正2年8月1日付け福井県告示第124号により、九頭竜川筋坂井郡磯部村下流左岸坂井郡大安寺村右岸同郡春江村に至る間とともに九頭竜川支川の七瀬川左岸鶉村右岸本郷村から下流の九頭竜川合流に至るまでの間の河川台帳が更正され、関係する坂井郡鶉村、本郷村、大安寺村、大石村、春江村および磯部村ならびに吉田郡西藤島村、河合村、中藤島村および森田村に対して公衆への縦覧が行われている。あるいはこの七瀬川改修に関係することかもしれない。
- 25) なお、表題の記載では「其一」が2点、「其二」が3点ということになるが、これは台帳の分冊の関係によるものであろう。なお、河川台帳そのものの現存は本県では確認できていない。
- 26) 注23) P1453
- 27) ただし、No.13は、後述する竹田川、赤根川と同じく、戦後に作成されたものである。
- 28) 『福井県土木史』(昭和58年、P110)
- 29) 注23) P549
- 30) 注5) P635
- 31) 大正14年11月通常福井県会において、日野川および浅水川とともに鞍谷川の河川改修工事の竣工に伴い、大正6年編成の予算をさらに3年延長して予算も更正した(注23) P1453)。
- 32) 注23) P418
- 33) 『福井県足羽郡誌』前編P18
- 34) 明治43年11月26日付け福井県告示第216号により公衆の縦覧が行われた。
- 35) 注32)
- 36) 注32)
- 37) 表題に「其之四」とあることから、竹田川関係で少なくともあと3点の河川台帳平面図があったものと考えられる。
- 38) 『九頭竜川流域誌』九頭竜川水系治水百周年記念事業実行委員会、平成12年、P234
- 39) 『福井県史』資料編16上絵図・地図-解題・解説-(平成2年、P75)
- 40) 注39) P75には日野川関係で3点が紹介されている。また、あわら市浄光寺所蔵「越前三大川概略」は松平文庫所蔵のもののような折本ではなく、いわゆる和書仕立であるが、その奥付には「明治二十二丑年七月上浣畢功、藤井亘画、甘蔗普熏謄写」とある(福井県文書館複製本C1394)。
- 41) 注39) P75。なお、辻川図の凡例には「此書ハ原ト福井藩用水方ノ官書ナリ廢藩ノ後同藩岡部左門氏ニ伝フ故ニ之ヲ写ス也 明治十一年 松本晩翠」と記されている。
- 42) これらの題簽には、「日野川略図」というように、「略図」と称されており、当時何に対して略したものと考えられていたかが問題である。
- 43) 注12) P211